

## 再評価書

箇所名	二級河川 相川		事業名	広域河川改修事業	課名	河川課
事業概要	工 期	H22年～H51年	(下段前回)※	全体事業費 8,937百万円(負担率:国0.5:県0.5:他)	(下段前回)※	8,937百万円(負担率:国0.5:県0.5:他)
	(下段前回)※	H22年～H51年				

### 事業目的及び内容

#### 1 事業の目的

相川は、その源を三重県津市の久居地域中央部に位置する農業用ため池の風早池に発します。旧久居市と旧津市の境界を東に流れ、藤方にて天神川と合流した後、伊勢湾に注ぐ、二級河川です。

相川の広域河川改修事業では、相川と下流で合流する天神川とを一体となって整備を行っています。

流域面積は、23.93 km<sup>2</sup>、流路延長は相川6.03 km、支川の天神川が2.94 kmです。

流域内には、JR、近鉄に加えて、国道23号、中勢バイパス、国道165号、伊勢自動車道など道路網が充実しており、移動性に優れていることから、住宅及び商業施設が集積し、市街化が進んでいます。一方で、中上流域には河畔林が分布し、下流部の感潮・汽水域には干潟・ヨシ原が形成されるなど、豊かな自然環境を有しています。

相川流域では、昭和44年～平成19年の39年間で24回の水害が報告されており、平成16年9月の洪水では、床上浸水33戸、床下浸水180戸の家屋浸水被害が発生しております。

事業の目的は、河道改修により計画流量に対する流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることです。

#### 2 事業の内容

事業の内容は次の通りです。

延長：6.3 km

- ① 築堤 3.4 km
- ② 堀削 167 km<sup>3</sup>
- ③ 護岸 8.3 km
- ④ 橋梁 27橋
- ⑤ 堤 6基
- ⑥ 横門・樋管 27基
- ⑦ 用地補償費 1式

### 事業主体の再評価結果

#### 1 再評価を行った理由

整備計画策定後一定期間が経過し、なお継続中の事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(3)に基づき再評価を行いました。

#### 2 事業の進捗状況と今後の見込み

- ① 昭和28年度に台風13号の災害復旧事業により改修開始
- ② 昭和50年度に小規模河川改修事業として天神川の改修に着手
- ③ 平成3年度に中小河川改修事業として相川本川の改修に着手
- ④ 平成6年度に天神川を広域河川改修事業として統合し、改修を進める。
- ⑤ 平成22年度に河川整備基本計画を策定
- ⑥ 平成26年度までに事業費ベースで9%が完了
- ※ 平成51年度の事業完成を目指としています。

#### 3 事業を巡る社会経済情勢等の変化

中・下流部は、JR線、近鉄線や国道23号、中勢バイパス、国道165号沿道を中心に市街地が形成され、引き続き流域内の土地利用の高度化が予想されます。

津市の総人口は、整備計画を策定した平成22年に比べると微増しており、流域周辺についても増加傾向にあります。

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

治水経済調査マニュアルに基づき、費用対効果分析を行った結果は、下記のとおりになりました。

費用便益分析結果

単位：百万円

区分		整備計画報告時 (平成 22 年度)	今回評価時 (平成 27 年度)	備考
費用	事業費	5,359	6,149	河川改修事業費
	維持管理費	371	448	事業費の 0.5%
	総事業費	5,730	6,597	
効果	年平均被害軽減期待額	3,784	9,373	
	便益	52,440	164,873	施設整備による浸水被害軽減効果
	残存価値	135	169	完成 50 年後の施設の残存価値
	総便益	52,575	165,042	便益+残存価値
費用便益分析結果 (B/C)		9.2	25.0	

##### 【費用便益分析結果 (B/C) の変化の要因】

資産データなどを最新のものに更新した結果、想定氾濫区域内の事業所数や延床面積等の資産が増加したため、被害額が大きくなった結果、被害軽減効果が大きくなつたことが考えられます。

##### 4-2 その他の効果

###### (浸水による交通途絶)

流域内には JR 線や近鉄線の他、国道 23 号、中勢バイパス、国道 165 号、伊勢自動車道などの重要交通網が存在しています。20 年確率の降雨が発生した際、国道 28 号、JR 線の一部が冠水し、交通途絶による影響が生じる可能性があります。また、商業施設（イオン津南店）が浸水し、市民生活への影響が懸念されます。

河川改修の実施により、これらを軽減することが可能となります。

###### (環境への配慮)

河道掘削においては、平坦な河床を避け、河床に変化をもたせることで、動植物の生息環境の保全を心がけています。また、多様な生物の生息場、休息場となっている河畔林の保全に努め、治水上やむを得ず河道の拡幅が必要な場合は、片岸を残す様に配慮しています。

##### 4-3 地元意向

毎年開催されている、相川水系治水事業促進協議会の中で、早期の河川改修の要望を受けています。

#### 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

河床掘削等による発生土を築堤工事に有効利用し、建設副産物の発生抑制に努めています。

更に、護岸の材料・工法を選定する際は、新技術等の情報収集を行いコスト縮減に努めています。

##### 5-2 代替案

- ① 『遊水地・調節池案』：遊水地・調節池として新たに広大な用地取得や、補償することは困難です。
- ② 『放水路案』：新たに広大な用地を取得することや、補償することが困難であるとともに、鉄道、幹線道路等を横断することから、施工時に公共交通の運行等に影響が生じることが考えられます。
- ③ 『河川改修案』：過去から河道改修を進めてきた経緯もあり、現在進行中の計画による改修を進めることができます。

#### 再評価の経緯

平成 22 年度の委員会においては、河川整備計画について報告しております。

なお、平成 17 年に実施した再評価でも、事業の了承がなされており、特に意見は頂いておりません。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当されるため当事業を継続したいと考えています。